

門司の魅力彩発見！ 2023親子バスツアー

出発日

2023
3/29

水

募集人員
40名様



名門大洋フェリー
新造船を見学して、船旅の検討を
してみても...



門司の魅力は
門司港レトロだけじゃない！
彩いっぱいの門司の魅力を
皆さんに発見してほしい！



海の蔵（海鮮BBQ）

昼食は、新鮮な海の幸でBBQを楽しもう！



門司電気通信レトロ館
電話機のうつりかわりなど
電信電話の歴史を学ぼう！



関門トンネル記念館
貴重な資料が盛りだくさん



じーも © 北九州市

- ★集合場所 JR門司港駅前噴水広場
9:00集合/9:15出発
- ★旅行代金 3,000円(大人・小人同額)
(1名様あたり)
- ★添乗員 同行いたします
- ★食事 昼食1回
- ★食事場所 海の蔵
(海鮮等バーベキュー)
- ★受付開始 3月3日(金)10時から
同時申込は1グループ 4名まで
- ★募集人員 40名
- ★最少催行人員:20名
- ★参加条件
 - ・小学生～中学生最低1名の参加が必須
 - ・門司区在住の方が対象になります。
 - ・動きやすい服装、靴で御参加下さい。
- ※ 詳しい申込方法は裏面をご覧ください。

【コース】

9時00分までにJR門司港駅に集合！

門司港駅
(9:15発)



→◎名門大洋フェリー→○部埼灯台・僧清虚火焚き場跡

→◎昼食→◎門司電気通信レトロ館→◎関門トンネル記念館→門司駅
(海の蔵・海鮮バーベキュー) (15:30着)

利用バス会社：北九州市交通局 ○下車観光 ○入場観光



★申込方法

【3/3(金)10時から西鉄旅行(株)北九州支店 電話(093-563-3716)にて受付】

※募集人員40名(最少催行人員20名)申込期限は3/10(金)まで

・予約受付時に下記必要事項をお伝えください。

【必要事項】参加者名(全員)・年齢・住所・電話番号

☆西鉄旅行(株)北九州支店営業時間 (平日)10:00~12:30/13:30~17:30 (土・日・祝日)お休み

注1)コロナウイルスの感染状況によりツアーを中止する場合がございます。

注2)当日バス乗車前に検温を行います。37.5℃以上の場合はお参加をお断りする可能性がございます。

ご参加ができなくなった場合には所定の御取消料が発生いたします。

注3)デジタルカメラにより記録写真の撮影をおこないます。写真が市のホームページや広報資料等に掲載されるなど外部に公開される可能性があることをご了解の上お申込みください。

注4)天候や交通事情など、やむを得ない事情により、行程の一部を変更、または中止することがあります。

注5)昼食のバーベキューでは、熱い汁や、炭の灰が飛び散ることがありますのであらかじめご了承ください。

旅行条件のご案内

※下記のご案内は、旅行業法第12条の4による取消条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。詳しい旅行条件を説明した書面をお申し込みの事前にご確認の上、お申し込み下さい。

この旅行は、西鉄旅行株式会社(以下「当社」と云ふ)が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」と云ふ)を締結する事になります。当社はお客様が目的とする旅行目的に応じて運送・宿泊機関等の他の旅行サービスを受ける事ができる様に手配し、旅程管理をする事を引き受け、旅行契約の内容・条件は、各コース毎に明示している条件の他、下記条件及び当社の旅行業規約になります。当社旅行業規約をご希望の方は当社にご請求下さい。

1. 旅行の申込み及び旅行契約の成立

- 1) 所定の申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申し込み下さい。申込金は「旅行代金」「取消料」「連絡料」それぞれの一部又は全部として取扱います。
- 2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必須となります。
- 3) お客様と旅行契約は、当社がご予約を承諾し申込金の受領をもって契約の成立となります。
- 4) 申込金(お申し込み料)はコース毎に記載した金額又は旅行代金の20%相当額(但し100円未満は切り捨て)となります。

2. 旅行代金のお支払い期間及び旅行代金の適用

- 1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して21日目に当たる日より前にお支払い下さい。
- 2) 旅行代金は、各コース毎に記載しています。ご出発日とご利用人数(入室条件)をご確認下さい。
- 3) コース毎に旅行代金に含めない項目は、大人1名あたり12歳以上18歳未満の子ども(未成年)は、旅行代金に含めず、別途旅行代金(未成年料)がかかります。
- 4) ご予約人数に変更が生じた場合は、係入人数条件の旅行代金に変更させていただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

- 1) 旅行日程に明示した交通機関の運賃、料金、宿泊料金、食事料金、観光料金、消費税、その他が含まれます。
- 2) 旅行代金に含まれない費用の内、運送機関の予約料等は当社に注釈がない限り2人1室1ベッド専用利用となります。
- 3) 旅行日程に明示した以外の交通費、飲食費及び観光費、個人的な飲食費、通信費、サービス料、専用施設利用追加代金、希望者のみが参加するオプションツアー代金は旅行代金には含まれません。

4. 旅行契約内容及び旅行代金の変更

- 1) 当社は天災地変、業務の増減等のサービス提供の中止、当初の運行(航)計画によらない運送サービスの提供その他の当社の都合でない事由が生じた場合、契約内容を変更する事があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する事があります。
- 2) 運送・宿泊機関の運賃の大幅な変動により運送機関の運賃、料金の改定があった場合は、旅行代金を変更する事があります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前に通知します。
- 3) お客様の都合により旅行のキャンセルを希望する場合は、お取消料の発生により、交渉する事ができます。

5. お客様による旅行契約の解除

- 1) お客様のご都合により旅行契約を解除される場合は下記取消料をお支払いただきます。お取消料の発生は、旅行の申し込みを受けた販売店の営業時間内のみお受けいたします。
- 2) 取消料は、旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前にお取消料をお支払い下さい。
- 3) 取消料は、旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前にお取消料をお支払い下さい。

6. 当社による旅行契約の解除

- 1) 旅行代金が発定期間までに支払われない場合、当社は当該期日の翌日に於いてお客様が旅行契約を解除されたものとし、上記取消料を運送料として扱います。
- 2) 参加者が最少催行人員(インプリント記載の人数)に満たない場合、この場合は、旅行開始日の前日から起算して2か月の前日(日祝祭日を除く)までに旅行代金を返金いたします。
- 3) 申込み条件の不適合及び病気、団体行動への支障その他の理由により旅行の円滑な実施が不可能な時。

7. 添乗員等

- 1) 添乗員等は旅行にあつては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあつては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するために必要と認められる場合、当社の旅行契約に添乗員が同行しない旨を記載し、添乗員等は旅行開始日の前日から起算して2か月の前日(日祝祭日を除く)までに旅行代金を返金いたします。
- 2) 個人旅行の添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたします。旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- 3) 添乗員が同行しない区間及び現地係員が勤務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合は、係員が旅行サービスの提供を受ける必要はありません。お客様ご自身で行っていただきます。

8. 当社の責任及びお客様の責任

- 1) 当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します。(お荷物に関する賠償限度額は15万円)但し天災地変、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通はお客様の責任を負いません。お客様がお客様の責任を負いません。
- 2) 当社はお客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けず。

9. 特別補償

- 1) 当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び入院療養費を支払います。
- 2) 旅行業約款特別補償規定加入のお申し込み条件は、損害・治療等については十分な補償はありません。安心して旅行をしてください。【国内旅行損害保険加入のお申し込み条件】を詳細に、損害・治療等については十分な補償はありません。安心して旅行をしてください。【国内旅行損害保険加入のお申し込み条件】を詳細に、損害・治療等については十分な補償はありません。安心して旅行をしてください。

10. 旅行保証

- 1) 旅行日程に5-1(3)に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の10%~50%に相当する額の要領補償を支払います。但し旅行契約について支払われる要領補償金額は旅行代金の15%を限度とします。又旅行契約についての要領補償金額は千円未満の場合は、要領補償金を支払いません。要領補償金の算定基礎となる旅行代金は、追加代金を含めた代金額です。

11. 特別な配慮の申し出

- 1) お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は「旅行条件」の「3.お申し込み条件」を詳細に、特別な配慮、措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきます。必ずお申し出ください。

12. その他

- 1) 天災地変、気象条件(台風・積雪・大雨など)、事故などの影響で運送機関の遅延、不通により生じる代替運送交通費の差額・延滞損害金・食事代などの旅行代金に含まれない諸費用はお客様の負担となります。
- 2) 当社が十分な場合でも、旅行の真実を毀損しません。
- 3) この旅行条件の基準日および旅行代金の基準日は下記の通りです。 基準日 2023年2月22日(水)

●お申し込み・お問い合わせは 西鉄旅行株式会社

北九州支店 電話(093)563-3710

総務企画課

〒803-0822 北九州門司区北門1-2-32 西鉄(ス)青葉ビル2階

JATA正会員

総務企画課

電話(093)563-3710

総合旅行業務取扱管理者：萩野 宏一

総務企画課

旅行業取扱管理者とは、お客様の取扱う業務の取扱いに関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からのお知らせは、ご連絡を上記の取扱管理者までお願いします。

ホームページアドレス <http://www.nishitetsutratavel.jp/>

旅行業 西鉄旅行 旅行業公正取引 旅行業協会 旅行業協会

旅行業 西鉄旅行 旅行業公正取引 旅行業協会 旅行業協会

旅行業 西鉄旅行 旅行業公正取引 旅行業協会 旅行業協会

旅行業 西鉄旅行 旅行業公正取引 旅行業協会 旅行業協会

旅行業 西鉄旅行 旅行業公正取引 旅行業協会 旅行業協会

旅行業 西鉄旅行 旅行業公正取引 旅行業協会 旅行業協会

旅行業 西鉄旅行 旅行業公正取引 旅行業協会 旅行業協会

旅行業 西鉄旅行 旅行業公正取引 旅行業協会 旅行業協会

旅行業 西鉄旅行 旅行業公正取引 旅行業協会 旅行業協会

旅行業 西鉄旅行 旅行業公正取引 旅行業協会 旅行業協会

旅行業 西鉄旅行 旅行業公正取引 旅行業協会 旅行業協会